積立金目的外使用

【１】概要

人件費積立金、施設設備整備積立金など、目的を付している積立金について、その目的外の使用をする際には、事前に理事会承認を得て、所轄庁へ協議をする必要があります。

所轄庁からの事前協議の結果を受けた後、積立金の目的外使用を行ってください。

【２】事務手続き

（１） 提出書類

・事前協議書
・当該年度の予算書（使途計画が含まれているもの）
・前年度末の各積立金累計額に係る明細書
・理事会議事録の写し
・見積書等
・その他確認書類（図面、カタログなど）

（２） 申請時期

事前（目的外使用をする前）

※具体的な計画が固まり次第申請してください。

（３） 申請場所

指宿市役所地域福祉課社会福祉係